

2024年6月

株式会社ザ・ゴールは、調達ガイドラインとして、「dentsu Japan 調達ガイドライン」を採択し、それをもって「ザ・ゴール調達ガイドライン」と致します。

### dentsu Japan 調達ガイドライン

(目的) dentsu Japan は、サプライヤーの皆さまと相互の連携を通じ、業界全体の課題に取り組み、顧客企業や社会の発展に資する持続可能なサプライチェーンを構築してまいりたいと考えます。そのためには、サプライチェーンを構成する各社が備えるべき条件として「dentsu Japan 調達ガイドライン」を定めます。私たちは広く内外に開かれた調達活動を行いますが、サプライヤー選定にあたっては「dentsu Japan 調達ガイドライン」遵守を前提と致します。

(サプライヤーとの継続的な対話) サプライヤーの皆さまとは、継続的な対話を通じてコミュニケーションを深め、本ガイドラインおよび関連する業務についての相互理解に努めます。

(改善と支援、是正) 「dentsu Japan 調達ガイドライン」の遵守状況を把握するため、サプライヤーの皆さまへのモニタリングを実施します。その結果を踏まえ、必要に応じてサプライヤーの皆さまの具体的な活動状況を確認し、是正や改善の支援を行います。是正や改善の支援を経てなお「dentsu Japan 調達ガイドライン」を遵守いただけない事実が確認された場合は、取引の見直しを検討します。

dentsu Japan は、電通グループ行動憲章に則った公正な事業活動を進めるとともに、本ガイドラインをサプライヤーの皆さまと共有し、持続可能な成長を実現してまいります。

#### 1. コーポレートガバナンス

- ・自社が健全な企業運営を行い、十分な社会的責任を果たすための取り組みを推進する体制が構築され、運営されていること。
- ・自社の事故・緊急事態に対し遅滞なく対応し、再発防止に必要な体制を速やかに構築するとともに、適切な情報公開を行い、ステークホルダーに対する説明責任を果たしていること。
- ・社員が差別やハラスメント等の被害を受けたり、他の社員の不適切な行為を確認した場合の通報窓口等、モニタリング体制が構築され、運営・対応されていること。

#### 2. 人権の尊重

- ・社員の雇用・処遇にあたり、関連する法令等を遵守し、国際的に宣言されている基準を尊重していること。人権に配慮し、多様性を尊重して公平な文化を構築するとともに、最低賃金を保証し、強制労働・児童労働やハラスメントをおこさない適切な労務管理が行われていること。
- ・広告などの制作物や、サービスの提供において、差別的な表現・行動を採用したり、提案しないこと。

と。

- ・その他、電通グループ人権方針に取り決めた内容を理解し、遵守すること。

### 3. 労働環境の整備

- ・労働災害を起こすことなく、一人ひとりが心身ともに健康で、いきいきと働く職場・業務環境の実現に努めること。
- ・労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を認め、団体交渉権を尊重していること。

### 4. 環境保全

- ・事業活動において二酸化炭素などの地球温暖化ガス排出といった環境負荷の低減や生物多様性の保全に努め、持続可能な社会の実現への積極的な取り組みを行っていること。

### 5. 公正な事業慣行

- ・国内外の法令等の遵守に努め、事業慣行を考慮した公正な取引を行っていること。
- ・反社会的個人・団体との取引や、不当な利益や優遇措置の取得や維持を目的とした、不正な取引や贈収賄など、あらゆる利害関係者への金銭的或いは非金銭的利益の授受・供与は行っていないこと。
- ・企画・提案にあたっては、知的財産権・産業財産権を尊重し、第三者の権利、利益を侵害しないこと。
- ・取引の過程で取得および知り得た秘密情報、個人情報等を不正に保有・利用・開示、または漏洩することがないよう、情報セキュリティについて組織的・人的・技術的・物理的安全管理体制が構築されていること。
- ・業務プロセスが適切に管理されていること。合理的かつ適切なプロセスを経て決定された価格および定められた納期で納品できること。

### 6. 消費者課題の解決

- ・事業活動を通じて、消費者への適正な情報提供と安全に対する配慮を行うとともに、消費者課題の解決に努めること。

### 7. コミュニティ発展への寄与

- ・事業活動を通じて、社会要請の高い課題の解決や地域社会・コミュニティの発展への寄与につながる取り組みを行うこと。

以上

2025年11月

株式会社ザ・ゴールは、「dentsu Japan デジタルメディア調達ガイドライン」を採択し、それをもって「ザ・ゴールデジタルメディア調達ガイドライン」と致します。

### dentsu Japan デジタルメディア調達ガイドライン

#### (目的)

dentsu Japan のデジタルメディア調達を行う各社は、「dentsu Japan 調達ガイドライン」遵守を前提としたサプライヤー選定を行いますが、特殊・特有な取引形態や事象が発生するデジタルメディアの調達においては、加えて「dentsu Japan デジタルメディア調達ガイドライン」遵守を前提と致します。

※「dentsu Japan デジタルメディア調達ガイドライン」は「dentsu Japan 調達ガイドライン」に記載の各事項に、付記事項を追加するものとなります。

なお、今後、dentsu Japan は、デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向け、JICDAQ 認証（ブランドセーフティや無効トラフィック対策の品質認証基準を設定し、これを満たすデジタル広告取扱事業者や広告プラットフォーム、媒体社等の事業者に対して付与される認証）を取得しているサプライヤーの皆さまとの取引を原則と致します。

#### (サプライヤーとの継続的な対話)

サプライヤーの皆さまとは、継続的な対話を通じてコミュニケーションを深め、本ガイドラインおよび関連する業務についての相互理解に努めます。

#### (改善と支援、是正)

「dentsu Japan デジタルメディア調達ガイドライン」および「dentsu Japan 調達ガイドライン」の遵守状況を把握するため、サプライヤーの皆さまへのモニタリングを実施します。その結果を踏まえ、必要に応じてサプライヤーの皆さまの具体的な活動状況を確認し、是正や改善の支援を行います。是正や改善の支援を経てなお「dentsu Japan デジタルメディア調達ガイドライン」および「dentsu Japan 調達ガイドライン」を遵守いただけない事実が確認された場合は、取引の見直しを検討します。

dentsu Japan は、電通グループ行動憲章に則った公正な事業活動を進めるとともに、本ガイドラインをサプライヤーの皆さまと共有し、持続可能な成長を実現してまいります。

#### 1. 「dentsu Japan 調達ガイドライン 1. コーポレートガバナンス」への付記事項

- 自社の事故・緊急事態に対し遅滞なく対応し、再発防止に必要な体制を速やかに構築するとともに、適切な情報公開を行い、ステークホルダーへの説明責任を果たしていること。また、当該状況について、遅滞なく適切に報告すること。
- 自社の事故・緊急事態に対し、未だその発生に確定的に到らない状況であっても、その発生のおそれのある場合には、当該状況について、発生のおそれが生じた時点で、遅滞なく適切に報告および情報

公開すること。また、発生防止に必要な体制を速やかに構築するとともに、適切な情報公開を行い、ステークホルダーに対する説明責任を果たしていること。

2. 「dentsu Japan 調達ガイドライン 5. 公正な事業慣行」への付記事項

- ・ 自社内での運用を伴うプロダクト・サービスにおいては、専任担当者による単独運用体制を取らず、複数社員による運用体制・フローの構築等によって、透明性を確保し、不正や隠ぺいを行わないこと。
- ・ プラットフォームを活用した広告運用/配信サービスにおいて、公正な運用を行うとともに、データの修正や改竄が行われない仕組みを構築すること。また、dentsu Japan から、下記に示す対応、またはそれに相当する対応を要請された場合には、適切に対応すること。

(例)

- I. 広告運用管理システムの閲覧権限開放
- II. プラットフォーム API を活用した自動連携レポーティングダッシュボードの提供
- III. 広告管理画面の当該箇所のキャプチャの提出
- ・ 多段階、複数または複雑な商流・取引構成となる場合においても、そのすべての dentsu Japan との取引の過程で取得し、または知り得た秘密情報、個人情報等のすべての情報について、不正に保有、利用、開示または漏洩することがないよう、情報セキュリティについて、組織的・人的・技術的・物理的安全管理体制が構築されていること。
- ・ デジタル広告運用業務において、dentsu Japan の各社から受託した業務を自社から第三者に委託すること（再委託）は、原則として行わない。また、再委託を行う必要がある場合には、事前に dentsu Japan による書面承認を取得すること。なお、書面承認には、電子メールの送受信による方法その他電磁的方法を含むものとし、dentsu Japan の指示によって適切に対応すること。
- ・ 再委託を行うにあたっては、本ガイドラインおよび当該業務に関する各契約事項に基づき、自社が負担する義務と同様の義務を、再委託先となる当該第三者に課すとともに、当該義務の履行および再委託先の業務遂行について適切に指示・監督するものとし、再委託先の行為について一切の責任を負担すること。

以上